

様式第2号 (第3条関係)

平成29年7月18日

篠山市議会議長 様

会派名 公明党  
代表者名 隅田 雅春  
又は会派無所属議員の氏名



政務活動報告書

この度の政務活動を下記のとおり報告します。

記

1. 活動の種類: 視察調査 ・ 研修 ・ 広報広聴活動  
その他 ( )
2. 活動期間: 平成29年7月13日 (木)
3. 場所: 議員会館濱村進衆議院議員事務所
4. 活動者: 隅田 雅春、園田 依子
5. 活動の概要: 別紙参照
6. 考察: 別紙参照
7. 活動に要した費用:

費目	詳細	金額	備考
調査旅費	旅費	57,360	JR篠山口～JR東京
〃	旅費	1,610	77シーヤ (消費額) 移住交流 (4:7:2)
〃	旅費	340	東京～霞ヶ関駅

(消費額の視察時間  
延の筆、時短)

平成29年7月18日

## 政務活動報告書

会派公明党 代表 隅田 雅春  
園田 依子

### 1 目的

丹波市が誕生して以来、「丹波」、「丹波篠山」ブランドの混乱がひどくなっていることから、2月にJA丹波ささやま、丹波篠山観光協会、篠山市商工会から、「市名変更」の要望書が出されました。また、4月に行った意見聴取においては、JA丹波ささやまからは原産地表示として今まで使ってきた「丹波篠山」が今後使えなくなる旨の意見陳述があり、6月に「市名変更」の要望を出された菓子業組合からも「丹波篠山産」が使えなくなれば、多額の経済的被害が生じるとの懸念が表されました。こうした中、各団体の懸念事項について、真偽を確かめるため、担当の消費者庁、特許庁の担当者から現状の施策を確認することにしました。

### 2 場所及び対応者

- (1) 場 所：議員会館・濱村進衆議院議員事務所  
(2) 対応者：消費者庁食品企画課・衛生調査官 川口 貢氏、  
特許庁商標化課長補佐 荻野 瑞樹氏、  
企画調査係長 小岩井 陽介氏

### 3 説明内容

- (1) 「原産地表示」に関して

○食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抄）

— 生鮮食品・原産地 —

（横断的義務表示）

第18条

一 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては市町村名そのほか一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名をもってこれに変えることができる。

## (2) 「地域団体商標」について

・商標登録による権利を持った団体（構成員含む）以外の者が当該商標を使用していることが発覚した場合、権利団体は、民事・刑事の両面から不正使用者に対抗できる。

→このことから、「丹波篠山黒豆」や「丹波篠山牛」を農協以外の他者が使用した場合には、農協は対抗できる

(地域団体商標制度とは別に、丹波篠山に住するものが「丹波篠山」の名称を使うことは自由であり、制限する根拠はない。将来もこれまでどおりである。)

## 4 質疑応答

問：農産物の原産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものか。

答

### 第3章 生鮮品食品

#### 第18条関係

- ① 郡名（例 秩父郡）
- ② 島名（例 屋久島）
- ③ 一般に知られている旧国名（例 丹波、土佐等）
- ④ 一般に知られている旧国名の別称（例 信州、甲州等）
- ⑤ そのほか一般に知られている地名（例 房総、丹波篠山（地域名））

となっており原産地表示には「丹波篠山産」を使うことができる。

## 5 考察

現状、「原産地表示」・「地域団体商標」はこれまでと同様に使用可能であることから、市名変更の論拠としては、弱いのではないかと感じます。篠山市がこれまで築き上げてきたブランドが混乱、下降しているのであれば、一足飛びに市名を変更するのではなく、ブランド価値を高めるための努力を続けていくことが重要です。

## ○その他

「移住・交流ガーデン」東京における各都道府県のアンテナショップの現状について

### ・現状

総務省が地方創生、移住支援のため東京駅八重洲口にセンターを平成27年3月28日にオープンしました。センターには、都道府県のコーナーが設置されており、PRのイベントが

開催されています。地域おこし協力隊のマッチングフェアも開かれています。常設のPC 4台で各地域の移住を進める情報等が発信されていますが残念なことに篠山市の情報発信は行われていませんでした。篠山市職員の訪問記録は残されていませんでした。

・考察

まだまだ訪問者は少ないように感じましたが、総務省が設置したブースです。情報提供、情報共有をすれば済む話ですので、このようなブースは積極的に活用して東京在住の人たちに「丹波篠山」の情報をどんどん提供していくべきと感じました。

# 領収書

Receipt 領収年月日 2017.-7.13 様

金額 ¥57,360 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(西日本旅客鉄道株式会社)

篠山口駅 篠山口駅F発行 60146-01

印紙税申告納  
付につき大淀  
税務署承認済

# 領収書

現金・ギフト・クーポン・割引 No.3507

日付 2017年 07月 13日

車番 010491 0000

運賃 ¥1,610円


運賃料金計 ¥1,610円

合計 ¥1,610円

上記の様に領収致しました  
通行料・その他 円  
上記金額正に領収致しました。

YAMADA TAXI  
ドア番号: 3673

お忘れ物は下記所属団体へ

 東京都個人タクシー協同組合  
練馬支部

平日9時~17時 TEL 03(3994)1861  
時間外 TEL 03(6271)0006

お問い合わせは  
(一社)東京都個人タクシー協会 TEL 3947-1461

ご要望は  
(公財)東京タクシーセンター TEL 3848-0300

# 東京メトロ 領収書

ご利用ありがとうございます。  
この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2017年07月13日  
時刻 11時48分

印紙税申告納  
付につき東京上野  
税務署承認済

伝票番号: 31067  
東京地下鉄株式会社  
東京駅 券06発行